

うと 福祉だより

○この広報誌にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行
熊本県宇土市浦田町44番地
宇土市福祉センター内
社会福祉法人 **宇土市社会福祉協議会**
☎0964-23-3756
E-mail/utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp
URL/http://www.utoshakyou.jp/
印刷 社会福祉法人 熊本県コロニー協会
コロニー印刷



講師の柳原 志保氏



受付の体験の様子



講演を熱心に聞き入る参加者



新聞紙でスリッパを作っている様子



活動内容等の説明を行っている様子



講演のスライド

宇土市災害ボランティアセンター設置訓練

2月20日に、宇土市仮設庁舎防災棟において宇土市災害ボランティアセンター設置訓練が開催されました。これは災害時にボランティアの受入体制及び災害ボランティアの養成等がまだ十分にできていないため、受入スタッフの研修や災害ボランティアの養成等を行い、宇土市福祉ボランティアの連絡協議会との連携を図りながら活動できることを目的とし、開催したものです。

今回は、初めての開催であり、歌うママ防災士の柳原志保氏に「今、わたしたちができること〜熊本地震、東日本大震災の教訓に学ぶ〜」を演題として講演していただきました。

その後、模擬訓練として受付、オリエンテーション、マッチング等の内容の説明及び体験、活動時に必要な資料の紹介等を行いました。

上記の写真は、災害ボランティアセンター設置訓練の様子

誰もが住み慣れた地域や 家庭で自立した心豊かな 生活ができる地域社会の 実現を目指して

◎宇土市社会福祉協議会◎

平成29年度事業計画

1 基本方針

主体では困難な福祉ニーズへの対応が社会福祉協議会に求められており、今まで以上に本会の役割の重要性が問われています。

近年、加速化する少子高齢化、生活困窮世帯の増加等により、地域において様々な課題が浮き彫りになっていきます。その解決にあたっては、既存の制度だけでなく、住民力、地域力による取り組みが不可欠です。このような社会状況を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防・生活支援サービスの充実、生活困窮者の社会的孤立の防止に向けた取り組み等、地域福祉活動の新たな展開が求められています。

一方、一般の社会福祉法人制度改革においては、これまで以上にガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の向上を図ることとされているほか、他の

また、熊本地震から1年が経過しようとしている中、地域における被災者へのきめ細やかな支援を継続していきます。応急仮設住宅及びみなし仮設住宅等に入居されている世帯への訪問支援を行い、社協の本来の大きな役割である地域の支え合いによる活動の充実に向け、地域の共助との協働を推進することにより、市民が主役のまちづくりを進めてまいります。

平成28年度に策定した「第2期地域福祉活動計画」に基づき、地区社協を中心とした活動のさらなる充実、活性化に取り組みます。さらに、地域福祉に関わる活動主体との連携を一層強化し、地域福祉活動の中核的

な役割を果たしてまいります。

日常生活支援総合事業、ボランティア活動振興事業等においては、信頼される質の高いサービスの提供に努めます。社会福祉協議会職員の意識向上、能力開発等による人材育成にも取り組み、地域への社協活動の周知を深めるため、効果的な広報戦略にも取り組み、社協の役割の明確化、組織機能の強化を図ります。

2 重点目標

- ① 第2期地域福祉活動計画(平成28～32年度)に基づいた事業の実施
- ② 宇土市地域支え合いセンター事業の充実

3 主要事業

- 【法人運営事業】
- ① 活動基盤の確立
- ② 財政基盤の確立
- ③ 広報啓発活動
- ④ 人材育成・研修

【共同募金配分金事業】

共同募金より災害等準備金の助成を受け、昨年の熊本地震、豪雨災害で、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの受け入れを行い、様々な

なニーズ解決に向けて活動しました。今後は、熊本地震等での体験を活かせるよう、計画的な災害体制整備を行います。

【地域支え合い事業】

平成28年度より、熊本地震で被災した方々が、生活再建に向けて安心した日常生活を送れるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行うため、「宇土市地域支え合いセンター」を運営しています。

【ふれあいのまちづくり事業】

ふれあい福祉相談においては、生活全般のさまざまな相談に応じていきます。日常の生活の中の困りごとの解決や対話の場としての機能も発揮していきます。専門的な相談においては、弁護士や司法書士の無料相談会を実施していきます。

【地域福祉権利擁護事業】

判断能力に課題のある人に対し、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助と日常生活における金銭管理を行っていきます。

【生活困窮者自立相談支援事業】

生活困窮者の相談に対応し、

当事者が抱える課題を把握し、本人の意思を十分に確認することを通じて個々の状態にあった支援計画を作成し、関連事業と連携しながら包括的な支援を行ってまいります。

【生活福祉資金貸付事業】

低所得世帯、高齢者、障がいのある人、失業している人などを対象に、県社協が実施する生活福祉資金の貸付を行ってまいります。

【生活支援体制整備事業】

平成28年度より、市高齢者支援課の委託を受け、地域包括ケアの要となる「生活支援コーディネーター」を配置しています。いつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を市の地域性に合わせて実現していくことが必要です。生活支援コーディネーターにより、地域課題の発掘、地域資源の開発、民間サービスの活性化、元気高齢者の増加や活用を図ってまいります。

(受託事業)一

宇土市地域支え合いセンター

地域支え合いセンターでは、熊本地震によって仮設住宅等に入居されている方々が安心して生活を送れるよう支援を行います。

・総合相談

健康面、経済面の悩みなど総合的に相談を受け付けます。

例えば…余震が怖く夜寝つけない、自宅再建の資金が足りない 等

・健康づくり・いきいきサロン

サロンや健康体操等を通して、心身の健康維持を支援します。

例えば…茶話会の開催、お元気クラブとの連携 等

・見守り・安否確認

相談員が仮設住宅等を巡回し、安心した生活が送れるよう支援します。

例えば…独居高齢者や高齢者のみの世帯、自宅に閉じこもりがちの方 等

・コミュニティづくりのコーディネート

近隣の方との交流、地域の見守り体制が構築されるようコーディネートを行います。

例えば…近隣の方との交流を持ちたい、地域の行事に参加したい 等

相談内容に応じて、行政や関係機関と連携し、解決策を検討します。
お気軽にご相談ください。

相談・
お問合せ先

宇土市地域支え合いセンター (宇土市社会福祉協議会内)
宇土市浦田町 44 番地 (宇土市福祉センター内)
電話：0964-23-3756 / 070-4713-3257
相談受付：8：30～17：15 但し、土・日祝日は除きます

地域支え合いセンター職員紹介

生活支援相談員



かきた 柿下
きみこ 君子



ほんだ のりと
本田 徳人



とくなが くにこ
徳永 邦子



ほんごう
本郷みね子



はしぐち ゆみ
橋口 由美



きしまちつこ
貴島千鶴子

主任生活支援員



かわづ
河津ひとみ

事務職員



みなしま まき
皆嶋 麻樹

生活支援補助員



あきたがわ ゆきこ
芥川 雪子

日常金銭管理に自信が 持てない方々を支援

◎地域福祉権利擁護事業◎

宇土市社会福祉協議会では、

地域福祉権利擁護事業(認知症の高齢者や知的・精神的な障がいのある方で日常金銭管理に自信が持てない方々を手助けするためのサービス)を実施中です。

判断能力が不十分であり、日常生活に不安のある方、地域福祉権利擁護事業を利用してみませんか。

例えば

- ・ホームヘルパーやデイサービスなど、福祉サービスを利用したいが、相談する人がいない。
- ・年金や生活保護費などをすぐに使い切ってしまう。また、そのために公共料金や家賃を支払えなくなってしまう。
- ・介護保険や年金などの通知やその他の郵便物が来ても、内容がよくわからない。また、手続きがわからない。

民票の届出等の行政手続きの援助

・福祉サービスの利用料を支払う手続き

援助② 日常的な金銭管理(金融機関での手続き、お金の)

お届けなど)

例えば

- ・年金及び福祉手当などの受領に必要な手続き
- ・医療費や公共料金などを支払う手続き
- ・支払いに伴う預貯金の払い戻し、解約、入金の手続き

援助③ 大切な書類などの預かり

例えば

- ・預貯金通帳、年金証書、権利証、保険証書、印鑑(実印、銀行印)、その他必要と認められる書類
- ・といったことなどをご本人との「契約」により、社会福祉協議会が責任を持って手続きや支払いの代行などを行います。

援助① 福祉サービスを利用したり、やめたりする(介護)など

例えば

- ・福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ・住宅改修、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住

お問い合わせ先

宇土市社協 ☎ 3756

平成29年度 熊本県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領

介護支援専門員実務研修受講試験が、次の要領で実施されます。

6 受験申込の受付期間

1 試験期日

平成29年10月8日(日)

2 試験会場(予定)

熊本大学(熊本市)

崇城大学(熊本市)

熊本学園大学(熊本市)

※公共の交通機関を使用すること

3 受験資格

原則として、保健、医療、福祉の分野で通算5年(一部10年)以上の実務経験を有する方(詳細は「試験案内」に記載)

4 試験案内の配付期間

平成29年6月1日(木)～平成29年6月30日(金)

※土・日曜、祝日を除きます。

5 試験案内の配付場所

宇土市社会福祉協議会

※郵送による試験案内の配付は行いません。

6 受験申込の方法

受験申込書は、「試験案内」巻末の専用封筒を使用し、一通につき1名分を、必ず簡易書留により熊本県社会福祉協議会(福祉人材・研修センター)宛に郵送してください。(7月1日の消印有効)

7 受験申込の受付期間

平成29年6月1日(木)～平成29年7月1日(土)

8 受験手数料

8,500円

9 実務研修の予定

試験合格者を対象に実務研修を実施します。

①実施時期

1月～5月の間16日間

②実施会場

熊本市

お問い合わせ先

県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
TEL 096-32218077
FAX 096-32415464

寄附御報告

市社協に御寄附をいただきました。皆様の善意に心より感謝申し上げます。社会福祉事業に有効に使わせていただきます。

平成29年2月1日から平成29年4月30日受付分(敬称略)

▽熊本市中央区

小原 光子(金一封)

▽匿住所

中野 港(金一封)

▽宇土市城之浦町

宇土南老人クラブ(金一封)



秘密厳守

相談無料

宇土ふれあい福祉相談所

宇土市福祉センターでは、市民の方々のいろんな相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

※なお、相談に関係する書類をご持参ください。一部宇土市福祉センター以外の会場での相談もありますので、下記をご確認ください。

○専門相談(祝日の場合は休み)

家庭相談 (月・火・木曜日の8:30~17:00)

山本 克則

婦人相談 (月・水・金曜日の8:30~17:00)

黒田須美子

法律相談 (第3金曜日の13:00~16:00)

荻迫 光洋弁護士

(受付時間は12:30~15:30まで)

受付順8名まで

成年後見相談 (第1金曜日の13:00~16:00)

熊本県司法書士会

不動産相談 (完全予約)

熊本県宅地建物取引業協会宇城支部

年金相談 (第1・第3木曜日の10:00~15:00)

熊本東年金事務所(予約先:096-367-2503)

会場:宇土市保健センター1階会議室

行政相談 (第2・第4水曜日 10:00~15:00)

行政相談員

会場:市役所防災棟会議室

介護相談 (予約制) 介護福祉士・介護支援専門員

権利擁護事業相談 (毎週火曜日 10:00~15:00)

井上 秋利

生活困窮者総合相談 (月~金曜日の9:00~17:00)

相談支援員

ふれあい福祉相談

月曜から金曜(10:00~15:00)(祝日の場合は休み)

※日常生活の中の困りごと、悩みごとについて助言や援助を行います。

ふれあい福祉相談員

月曜 前川美智子

火曜 西村 敬司

水曜 西村 純子

木曜 栗原 律子

金曜 宮迫 亮平

※家庭相談、婦人相談、ふれあい福祉相談については下記電話及びFaxでも相談できます。

☎ 23-3757(代)
FAX 22-4971

※その他の相談は原則会場までお越しください。

お気軽にご利用ください

さまざまな相談窓口

宇土市消費生活センター(無料)

悪質な訪問販売、架空請求や多重債務に関する悩み等、お気軽にご相談ください。消費生活相談員が無料で相談に応じます。

こちらの相談窓口で対応できない相談は、より専門的な相談機関を紹介します。

日時 月曜日から金曜日

(木、祝日を除く)

場所 市役所別館一階

相談方法 面談・電話による相談

談

※個人情報厳守します。

お問い合わせ先

市消費生活センター

☎ 23-3251

消費生活相談員の派遣

内容 老人会、町内会、婦人会等の会合に出向き、消費者トラブルの事例、解決の方法、契約の基礎について講演します。

講師 消費生活相談員

講師料は無料です。

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 22-1111(内線612)

司法書士無料相談

日時 第4木曜日 午後1時~4時(電話相談はできません)

※要電話予約

場所 市消費生活センター

※市役所別館一階

相談方法 来所(1人30分以内)

受付順6名まで

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 22-1111(内線612)

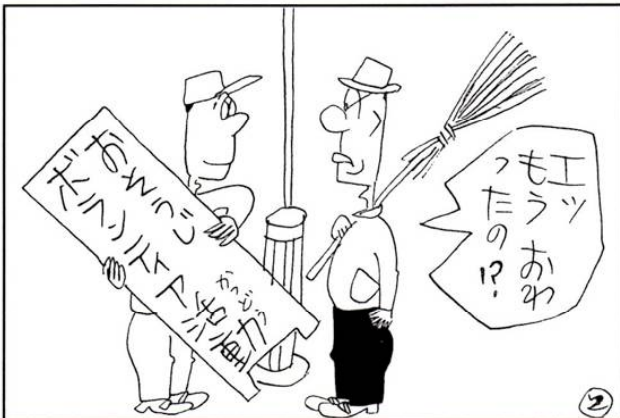
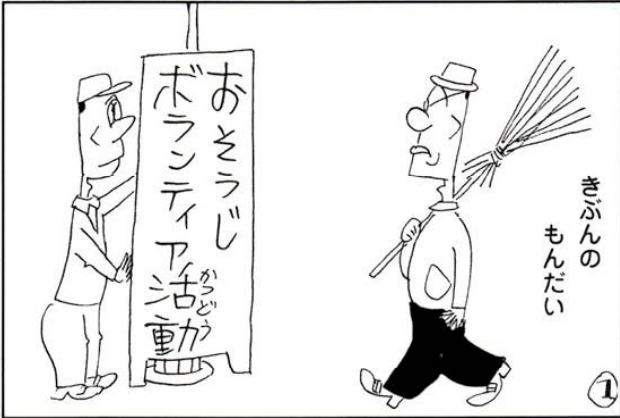
ふくしがわかるクイズ

パート97

次の2つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで回答を官製ハガキに記入のうえ、ご応募ください。

① 去る2月20日に、宇土市災害ボランティアセンター設置訓練が宇土市仮設庁舎防災棟会議室において開催されました。これは災害時にボランティアの受入体制及び災害ボランティアの養成等がまだ十分にできていない

福祉マンガ 和志山
みんないいひと
みんないいこと
提供 相模原社協



ため、受入スタッフの研修や災害ボランティアの養成等を行い、宇土市福祉ボランティア連絡協議会との連携を図りながら活動できることを目的とし、開催したものです。今回は、初めての開催であり、柳原志保氏に「今、わたしたちにできること」熊本地震、東日本大震災の教訓に学ぶ」を演題として講演していただきました。その後、模擬訓練として受付、オリエン

② 市社会福祉協議会では、熊本地震による応急仮設住宅・みなし仮設住宅入居者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談や健康相談、見守り等を行っています。地震に伴うお悩みやお困り事等がありましたら、お気軽にご連絡ください。さてこ

テーション、マッチング等の内容の説明及び体験、活動時に必要な資料の紹介等を行いました。さて、講師の肩書で正しいのは次のどれでしょうか。

- A 踊るママ防災士
- B 歌うママ防災士
- C 笑うママ防災士

のセンターの正しい名称は次のどれでしょうか。

- A 地域支え合いセンター
- B 地域助け合いセンター
- C 地域ふれ合いセンター



【応募方法】
官製ハガキに問題の答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入のうえ、〒869-0492宇土市浦田町44市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せください。
全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。
メ切は7月3日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。
(前回の正解は①A、②Aでした。)